

GIPSセミナー「グローバル投資パフォーマンス基準の2010年改訂」 検証の有無の開示と検証手続の改訂

2010年3月8日

あずさ監査法人
神谷精志（あずさ監査法人 金融本部/FMG事業部）
SAAJ投資パフォーマンス基準委員会委員
GIPS Verification / Practitioner 小委員会委員

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、特定の状況を綿密に調査した上でプロフェッショナルが下す適切なアドバイスに従ってください。

本日の内容

◆「検証」に係る変更点とポイント

- － 2010年GIPSの内容 公開草案～最終版
 - ✓ 2010年改訂における狙い
 - ✓ 2005年GIPSからの変更点
 - ✓ フィードバックコメントによる論点
 - ✓ 公開草案からの具体的な変更点
- － 日本への影響
 - ✓ 日本からの主な要望事項と結果
 - ✓ 日本における検証実務への影響について

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

2

2010年GIPSの内容 公開草案～最終版

© 2010 KPMG AZSA & Co., an audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

2010年改訂における狙い

◆ 検証の必須化 - 議論の推移 -

- 2005年版GIPS

「検証は強く推奨され、将来のいずれかの日に義務付けられる見込みである」

- 2007年11月8日 (GIPS EC正式声明)

20のカントリースポンサーと806件の利害関係者に実施したリサーチの結果と検証小委員会での議論を慎重に検討した結果、検証の義務化は行わない。

「独立第三者の検証を受けることは運用会社の信頼性を高める一方、検証の義務化が新規準拠会社の障壁ともなりうる。」

「検証を受けるべきか否かは市場主導で判断されるべきもの、という考えを反映したものの」「検証が重要だと考える投資家は運用会社に検証を受けるように要求するだろう。」

「検証への認知を高めるために、検証を受けているかどうかを準拠表明に明示することを要求するルールとした。」

- 2010年版GIPS

「会社が検証を受けることを勧奨する」

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

4

2010年改訂における狙い

◆ 検証を受けている事実の有無の開示

－4.A.1 開示 必須基準

- 会社は、GIPS基準の必須事項のすべてにいったん準拠すれば、次の準拠表明文の1つを使用して、会社がGIPS基準に準拠していることを開示しなければならない。準拠表明は、準拠提示資料の中でのみ行われなければならない。
- 検証を受けた会社について
 - [会社名挿入]は、グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS®)への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。[会社名挿入]は、〇〇の期間について独立した検証者による検証を受けている。検証報告書は、請求に応じて提供可能である。
 - 検証は、(1) 会社が、コンポジット構築に関するGIPS基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠しているかどうか、および(2) 会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されているかどうかについて、評価するものである。検証は、特定のコンポジット提示資料の正確性を確かめるものではない。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

5

2010年改訂における狙い

◆ 検証を受けている事実の有無の開示

－4.A.1 開示 必須基準

- 検証に加えパフォーマンス検査を受けた会社のコンポジットについて
 - [会社名挿入]は、グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS®)への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。[会社名挿入]は、〇〇の期間について独立した検証者による検証を受けている。
 - 検証は、(1) 会社が、コンポジット構築に関するGIPS基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠しているかどうか、および(2) 会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されているかどうかについて、評価するものである。△△コンポジットは、〇〇の期間についてパフォーマンス検査を受けている。検証報告書およびパフォーマンス検査報告書は請求に応じて提供可能である。
- 検証を受けていない会社について
 - [会社名挿入]は、グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS®)への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。[会社名挿入]は、独立した検証者による検証を受けていない。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

6

2010年改訂における狙い

◆ GIPS検証の範囲・目的、手続の明確化

－ 第IV章 検証 - 改訂によって明確化された事項 -

- 会社およびその既存・見込顧客にとって、会社のGIPS基準への準拠表明に対する信頼性を高めることが目的（第IV章「前書」）
- 特定のコンポジット提示資料の正確性を確かめるものではない（同上）
- 検証報告書を発行する前に、IV.Bに定められた手続に従い検証を完了していなければならない（第IV章 B 検証の必須手続）
- 選定したポートフォリオにおいて心証を得るべき事項の明確化（B.2.d データのレビュー）
- 確認書による経営者の責任の明確化（B.2.h 確認書）

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

7

2005年GIPSからの変更点

◆ IV.検証「前書」

検証(VERIFICATION)は、それにより、会社およびその既存・見込顧客にとって、会社のGIPS基準への準拠表明に対する信頼性が高まることを意図している。検証は、また、会社のパフォーマンス測定業務従事者の知識を高め、会社の準拠提示資料の一貫性と質を改善することができる。検証は、社内のパフォーマンス測定プロセスおよび手続を改善し、会社にとってマーケティング上の利点を高めることができよう。ただし、検証は、特定のコンポジット提示資料の正確性を確かめるものではない。

GIPS基準は、会社が検証を受けることを勧奨する。検証は、基準への準拠表明の信頼性を高めるとともに、会社の投資パフォーマンスの公正な表示と完全な開示という指導的原理全般を支えるものとなる。

検証手続は、パフォーマンス提示の質、正確性および妥当性を確保すること、および会社が負担するコストを最小化すること、この両方を考慮して策定されたものである。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

8

2005年GIPSからの変更点

◆IV.A. 検証の範囲と目的 (1)

1. 検証は、適格な独立の第三者により行われなければならない。
2. 検証は、以下について評価するものである。
 - a. 会社が、コンポジット構築に関するGIPS基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠しているかどうか。
 - b. 会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されているかどうか。
3. 検証報告書は、会社全体についてのみ発行されるものであり、コンポジットについて検証を実施することはできない。したがって、検証は、特定のコンポジットのパフォーマンスについて保証(assurance)を行うものではない。会社は、特定のコンポジットが「検証を受けた」旨の表明、あるいは、それと同様の表明を行ってはならない。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

9

2005年GIPSからの変更点

◆IV.A. 検証の範囲と目的 (2)

4. 検証を初めて実施する場合の最短期間は、会社が提示したパフォーマンス記録のうちの1年分(または会社の存続期間が1年未満の場合には会社開始日以降期末までの期間)とすることができる。勸奨される検証対象期間は、会社がGIPS基準への準拠を表明するパフォーマンス記録の全期間である。
5. 検証報告書は、以下の意見を述べなければならない。
 - a. 会社が、コンポジット構築に関するGIPS基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠していること。
 - b. 会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されていること。

会社は、検証報告書が発行されていない限り、検証を受けた旨を表明してはならない。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

10

2005年GIPSからの変更点

◆IV.A. 検証の範囲と目的 (3)

6. 主たる検証者は、自らの検証意見形成の基礎の一部として、他の検証者の検証結果を利用することができる。主たる検証者は、また、適格な信頼するに足る独立の第三者による監査および/または内部統制業務に依拠することを選択することができる。さらに、主たる検証者は、検証会社が行ったその他の監査および/または内部統制業務に依拠することを選択することができる。主たる検証者は、他の者の業務に依拠しようとする場合には、その決定を行うに際して、対象となった期間、実施手続の結果、資格、能力、客観性、およびその者の評判(reputation)を含め、当該業務の範囲について評価しなければならない。依拠するかどうかの検討およびその結果は、主たる検証者により文書化されなければならない。主たる検証者は、他の独立の第三者が行った業務に依拠するかどうか決定する際には、専門家としての懐疑心(professional skepticism)をもって行わなければならない。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

11

2005年GIPSからの変更点

◆IV.A. 検証の範囲と目的 (4)

7. サンプルポートフォリオの選定: 検証者は、適格な信頼するに足る独立の第三者が行った業務に依拠する場合もしくは適切な代替的統制手続が当該検証者により実施されている場合を除き、検証手続の実施において会社全体をテストの対象としなければならない。検証者は、当該手続の実施において、サンプリング手法を使用することができる。検証者は、サンプルを選定する場合には、その判断の基準として次の事項を考慮しなければならない。
- a. 会社のコンポジット数
 - b. 各コンポジットに含まれるポートフォリオ数
 - c. コンポジットのタイプ
 - d. 会社の運用総資産額

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

12

2005年GIPSからの変更点

◆IV.A. 検証の範囲と目的 (5)

- e. 会社の内部統制機構(チェック・アンド・バランスの仕組み)
- f. 検証の対象年数
- g. コンピューター・アプリケーション、コンポジットの構築および維持に使用しているソフトウェア、外部のパフォーマンス測定者の使用、およびパフォーマンス計算方法

上記は、サンプルを選定し評価する際に最低限考慮しなければならない基準を示したものであり、すべての事項を網羅したものではない。例えば、資産額が大きいため、あるいはパフォーマンスが極端に良いかまたは悪いために、コンポジット・パフォーマンスへの影響が最も大きいポートフォリオをサンプルに含めることは、効果的であろう。記録文書の紛失や不完全さ、また、エラーがある場合には、通常、より多くのサンプルを選定するか、または検証手続を追加する必要がある。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

13

2005年GIPSからの変更点

◆IV.A. 検証の範囲と目的 (6)

- 8. 検証を行った結果、会社がGIPS基準に準拠していない、または会社の保持する記録では検証を完全に行うことはできない、と検証者が判断した場合には、検証者は、検証報告書を発行することができない理由を記載した書面を会社に提出しなければならない。検証者は、会社がGIPS基準に準拠していないこと、または会社の記録では検証を行うことができないことを知っているときは、検証報告書を発行してはならない。
- 9. GIPS検証において、検証者が最低限実施すべき手続は、本章第B節に記載されている。検証報告書には、検証が本検証手続に従って実施された旨を記載しなければならない。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

14

2005年GIPSからの変更点

◆IV.B. 検証の必須手続

以下は、検証者が検証を実施する際に従わなければならない最低限の手続である。検証者は、会社に対し検証報告書を発行する前に、これら手続に従って検証を完了しなければならない。

1. 検証実施前の手続
2. 検証手続

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

15

2005年GIPSからの変更点

◆IV.B.1. 検証実施前の手続 (1)

- a. GIPS基準についての知識: 検証者は、CFA協会およびGIPS Executive Committee が公表する最新情報、ガイダンス・ステートメント、解釈、Q&A、および説明を含めて、GIPS基準の必須事項および勸奨事項のすべてを理解しなければならない。これらの情報はGIPS基準のホームページ(www.gipsstandards.org)およびGIPS Handbookで入手可能である。
- b. 関連規制についての知識: 検証者は、パフォーマンスの計算および提示に関して適用される法律および規制に精通していなければならない。さらに、GIPS基準がこれら法律および規制に抵触するときは、その内容を検討しなければならない。
- c. 会社についての知識: 検証者は、会社の組織体制および業務執行を含め、会社について理解していなければならない。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

16

2005年GIPSからの変更点

◆IV.B.1. 検証実施前の手続 (2)

- d. 会社の方針および手続についての知識: 検証者は、適用されるGIPS基準の必須事項および採用した勸奨事項のすべてに準拠し、準拠を維持するための会社の方針と手続について理解していなければならない。検証者は、会社がGIPS基準に準拠し、準拠を維持するために採用している方針と手続の写しを入手し、適用される方針および手続のすべてが適切に規定され、かつ十分に文書化されていることを確かめなければならない。
- e. 評価基準およびパフォーマンス計算についての知識: 検証者は、ポートフォリオ評価および投資パフォーマンス計算に使用される方針、手続および方法を理解していなければならない。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

17

2005年GIPSからの変更点

◆IV.B.2. 検証手続 (1)

- a. 準拠の基本条件: 検証者は、次の事項を確かめるために十分な手続を実施しなければならない。
- i. 会社が現在および過去を通じて適切に定義されていること。
 - ii. 会社がGIPS基準に従ってコンポジットを定義し、維持していること。
 - iii. 会社の運用実績のあるフィーを課す投資一任ポートフォリオがすべて、少なくとも1つのコンポジットに含まれていること。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

18

2005年GIPSからの変更点

◆IV.B.2. 検証手続 (2)

- iv. 会社の定める投資一任の定義が、全期間を通じて一貫して適用されていること。
- v. 恒常的に、すべてのポートフォリオが該当するコンポジットに組み入れられており、またあるコンポジットに属すべきポートフォリオが当該コンポジットから除外されていないこと。
- vi. 顧客資産が実在し、顧客に所有権があることを確認するための会社の方針および手続が適切であり、一貫して適用されていること。
- vii. コンポジットのベンチマークが、コンポジットの投資マニフェスト、投資目的または投資戦略を反映していること。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

19

2005年GIPSからの変更点

◆IV.B.2. 検証手続 (3)

- viii. コンポジットの構築および維持に関する会社の方針および手続が、一貫して適用されていること。
- ix. 会社のコンポジット概略の一覧表がすべてを網羅していること。
- x. 会社の運用総資産額が適切に計算され、開示されていること。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

20

2005年GIPSからの変更点

◆IV.B.2. 検証手続 (4)

- b. ポートフォリオの投資一任性の判断: 検証者は、会社の全ポートフォリオの一覧表を入手しなければならない。検証者は、この一覧表からポートフォリオを選定し、ポートフォリオの運用契約書および/または投資ガイドラインおよび投資一任の有無を判定するための会社の方針と手続を参照して、会社がポートフォリオの投資一任または非一任の分類を適切に行っているか確かめるための十分な手続を実施しなければならない。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

21

2005年GIPSからの変更点

◆IV.B.2. 検証手続 (5)

- c. ポートフォリオのコンポジットへの割当: 検証者は、検証対象期間の全コンポジットについて、開設(新規・既存とも)および閉鎖された全ポートフォリオの一覧表を入手しなければならない。検証者は、これら一覧表からポートフォリオを選定し、次の事項を確かめるために十分な手続を実施しなければならない。
- i. コンポジットへの組み入れが、会社の方針および手続に従って適時に行われていること。
 - ii. コンポジットからの除外が、会社の方針および手続に従って適時に行われていること。
 - iii. ポートフォリオの運用契約書、投資ガイドライン、ポートフォリオ概要、および/またはその他適切な文書に示されているポートフォリオの投資マナデート、投資目的または投資戦略が、コンポジットの定義と整合していること。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

22

2005年GIPSからの変更点

◆IV.B.2. 検証手続 (6)

- iv. ポートフォリオが完全かつ正確にコンポジットに組み入れられていること。本事項は次の双方から確かめるものとする。
 - a. 選定したポートフォリオをポートフォリオの運用契約書および/または投資ガイドラインからコンポジットまで精査すること。
 - b. 選定したポートフォリオをコンポジットからポートフォリオの運用契約書および/または投資ガイドラインまで精査すること。
- v. 同一の投資マニデート、投資目的または投資戦略を有するポートフォリオが、同じコンポジットに属していること。
- vi. コンポジット間の移管が、ポートフォリオの投資マニデート、投資目的または投資戦略の変更に関する記録もしくはコンポジットの再定義に照らし、適切であり整合していること。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

23

2005年GIPSからの変更点

◆IV.B.2. 検証手続 (7)

- d. データのレビュー: 検証者は、以下の事項の取り扱いが会社の方針と整合していることを確かめるため、選定したポートフォリオについて十分な手続を実施しなければならない。
 - i. ポートフォリオの資金流入出の区分(例えば、受取、支払、配当、利子、報酬、税金、等)
 - ii. 収入、利子および配当の発生と受取に関する会計処理
 - iii. 税金、税金の還付金、未払税金に関する会計処理
 - iv. 買付、売却、およびその他のポジションの発生と消滅の認識に関する会計処理
 - v. デリバティブを含む投資に関する会計処理および評価方法

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

24

2005年GIPSからの変更点

◆IV.B.2. 検証手続 (8)

- e. パフォーマンス測定計算: 検証者は、検証が特定のコンポジット・リターンの正確な計算と提示について保証を行うものではないことを認識したうえで、会社が会社の方針および手続に従ってパフォーマンスを計算し提示していることを確かめなければならない。 検証者は、以下の手続を実施しなければならない。
- i. ポートフォリオのサンプルについてリターンを再計算し、GIPS基準で必須とされるリターン計算方法が使用されていること、また、会社の方針および手続に従って計算が行われていることを確かめる。 さらに、検証者は、フィーおよび費用がGIPS基準および会社の方針と手続に従って処理されていることを確かめなければならない。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

25

2005年GIPSからの変更点

◆IV.B.2. 検証手続 (9)

- ii. コンポジットおよびベンチマークの計算についてサンプルを抽出し、必要な数値データすべて(例えば、リスク指標、内部的散らばり)の正確性を確かめる。
- iii. カスタム・ベンチマークまたは複数のベンチマークから合成したベンチマークが使用されている場合は、会社が使用するベンチマークのデータについてサンプルを抽出し、計算方法が正しく適用されており、使用データが準拠提示資料におけるベンチマークに関する開示と整合していることを確かめる。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

26

2005年GIPSからの変更点

◆IV.B.2. 検証手続 (10)

- f. 準拠提示資料: 検証者は、パフォーマンス提示において、GIPS基準が必須とする情報および開示のすべてが含まれていることを確かめるため、準拠提示資料のサンプルについて十分な手続を実施しなければならない。情報および開示は、会社の記録、会社の方針と手続、および検証者の手続の結果と整合していなければならない。
- g. 記録の保持: 検証者は、検証者が行った重大な判定および結論のすべてを含め、検証報告書発行の根拠となる実施されたすべての手続を裏付けるに十分な文書を保持しなければならない。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

27

2005年GIPSからの変更点

◆IV.B.2. 検証手続 (11)

- h. 確認書: 検証者は、GIPS基準に準拠し、準拠を維持するための方針および手続が、会社の方針・手続文書に規定されているとおりであり、検証対象期間のすべてに一貫して適用されていることを確認する確認書を会社から入手しなければならない。確認書は、検証対象期間について会社がGIPS基準に準拠していることを確認しなければならない。確認書には、検証期間中に検証者になされたその他の詳細な説明も含まれていなければならない。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

28

2005年GIPSからの変更点

◆IV.C. パフォーマンス検査

会社は、検証に加えて、特定のコンポジットの準拠提示資料についてパフォーマンス検査を受けることを選択することができる。ただし、パフォーマンス検査報告書は、検証報告書が発行されていない限り、発行されてはならない。パフォーマンス検査は検証と同時に実施してもよい。

パフォーマンス検査は、会社が検証を受けるうえで必須ではない。会社は、特定のコンポジットについてパフォーマンス検査報告書が発行されていない限り、コンポジットが検査を受けた旨表明してはならない。

追加的なガイダンスについては、パフォーマンス検査に関するガイダンス・ステートメントを参照されたい。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

29

パブリックコメントに基づく議論

◆「検証」に関するパブリックコメント

公開草案に対して、主に以下の点については内容を明確にしてほしい／変更してほしい、等の要望が数多く寄せられた

- ✓ 検証の対象範囲(Scope)は何か
- ✓ 検証者の要件
- ✓ 検証の有無に関する準拠表明文の文言
- ✓ GIPSに定められた検証手続の位置付け
- ✓ 広告等における検証者の名前の開示

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

30

パブリックコメントに基づく議論

◆GIPS検証の対象範囲(Scope)は何か

✓不正の発見を含むか

- 必須基準に加えられた法令の順守(公開草案 0.A.16、確定版 0.A.2)や虚偽のパフォーマンス表示の禁止(公開草案 0.A.17、確定版 0.A.3)も検証の対象か

• パフォーマンス表示の不正スキャンダル(米国)の影響

- 米国SECが提訴したWestridge Capital Management社とLocke Capital Management社がGIPS準拠会社。うちWestridgelは検証を受けていた。
- 2009年3月27日EC委員会(公開)

これについて、検証の手続のうち何か変更するべきものがあるのではないか、そもそも「検証」とは何か、「検証」とは何かということを対外的に周知することについてより良い方策を取る必要があるのではないか、という疑問が呈された。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

31

パブリックコメントに基づく議論

◆GIPS検証の対象範囲(Scope)は何か

✓不正の発見を含むか (cont.)

- 対象範囲の拡大は検証者側に過度の責任を負わせることになる
- 検証コストが跳ね上がり、運用会社、引いては投資家が損をする

→ 検証とは以下を評価するプロセス(検証の対象には明示的な追加はなかった)

- IV.A.2.a. 会社が、コンポジット構築に関するGIPS基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠しているかどうか。
- IV.A.2.b. 会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されているかどうか。

ただし、検証における確認事項に以下などが追加されている。

- IV.B.2.a.vi. 顧客資産が実在し、顧客に所有権があることを確認するための会社の方針および手続が適切であり、一貫して適用されていること。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

32

パブリックコメントに基づく議論

◆GIPS検証の対象範囲(Scope)は何か

✓公正価値か否かの検証

- 第II章 GIPS評価原則の定義に合致した公正価値の使用(1.A.2)を個々に検証できるのか
- GIPSの検証では具体的にはどのような手続を実施すればよいか
- GIPS基準では、時価(market value)が得られない場合には、公正価値法により資産評価することが必須とされる予定である。公開草案に必須事項として記載されていた評価階層(valuation hierarchy)は、勸奨事項としてのみ基準に入る予定である。(2009.10.19 GIPS EC「主要決定事項」SAAJ訳)

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

33

パブリックコメントに基づく議論

◆GIPS検証の対象範囲(Scope)は何か

✓公正価値か否かの検証 (cont.)

- 文書化された会社の評価方針と手続、特に評価階層の定めなどが、GIPS評価原則その他の必須基準に準拠した評価が行えるよう設計されているかどうかを評価する(A.2.bの趣旨)
 - データのレビュー: 選定したポートフォリオに対する十分な手続の実施(B.2.d.v.デリバティブを含む投資に関する会計処理および評価方法)
 - 準拠提示資料のサンプルに対する十分な手続の実施(B.2.f)
- 即ち、評価方針と手続のデザインを評価する上で、選定したサンプルについては、方針通りの処理が適用されているか、必須とする情報と開示のすべてが含まれているかどうかを個別に確認する必要がある。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

34

パブリックコメントに基づく議論

◆GIPS検証の対象範囲(Scope)は何か

✓カスタム・ベンチマーク、合成ベンチマークの「適切性」

- 例えば複数のベンチマークから合成したベンチマークについて、合成に用いられる個々のベンチマークの選ばれ方や合成の配分が適切かどうかまで、独立第三者が検証可能なのか。

→ 以下で決着

- B.2.e. iii カスタム・ベンチマークまたは複数のベンチマークから合成したベンチマークが使用されている場合は、会社が使用するベンチマークのデータについてサンプルを抽出し、計算方法が正しく適用されており、使用データが準拠提示資料におけるベンチマークに関する開示と整合していることを確かめる。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

35

パブリックコメントに基づく議論

◆GIPS検証の対象範囲(Scope)は何か

✓パフォーマンス検査(Performance Examination)との違い

- 網羅性担保のために「ALL」の文言が多用され、あたかも検証が個別のコンポジットのリターンに保証を与えるように誤解を与えてしまう、という懸念
- そもそもパフォーマンス検査に関する規定を「検証」の章に置いているので混同されるのではないか
 - IV章「前書」「ただし、検証は、特定のコンポジット提示資料の正確性を確かめるものではない。」の明記。
 - 「Test (ing)」を「Procedure(s)」に改訂。
 - 混同を避けるために、~~GIPS Verification~~, ~~GIPS Performance Examination~~ と表記を改めた。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

36

パブリックコメントに基づく議論

◆GIPS検証の対象範囲(Scope)は何か

✓パフォーマンス検査(Performance Examination)との違い

→特定のコンポジット提示資料の正確性を確かめるものではないと認識した上で、一定の口座やコンポジットのサンプルを取り、定められた手続を実施しなければ報告書を提出してはならないことが明確化された(B「前書」)

- サンプル口座を選定する場合の判断基準(A.7)
- 最低限確認しなければならない事項と一部具体的手続(B.2)
 - コンポジット構築に関するもの(B.2.a~c)
 - パフォーマンスの計算と提示に関するもの(B.2.d~f)

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

37

パブリックコメントに基づく議論

◆検証者の要件 - 「適格な(qualified)」(IV.A)の意味 -

- 米国スキャンダルによる検証者の適格性の議論
- 主たる検証者は他の者の...資格、能力、客観性、およびその者の評判を含め、...評価しなければならない(A.6)
- 検証ガイダンスステートメント:「適切な専門的能力と実務経験を有し、投資会社から独立の者」(本文)、「基準、投資パフォーマンスの測定、ポートフォリオの経理、資産運用についての知識があり、投資会社から独立のあらゆる第三者」(Q&A 5)

→ 検証ガイダンスステートメントの改訂に関連して継続検討中。

- 検証者の資格、検証手続を実施できる能力、客観性、評判(reputation)をどのように評価すればよいのか
- GIPSに関する知識や経験を表す特別の資格は要求されるか etc..

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

38

パブリックコメントに基づく議論

◆検証の有無に関する準拠表明文の文言

✓「過去に検証を受けていた」ことは積極的な開示に値するか

- EC は、運用会社が検証を受けたか (have been verified) 受けていないか (have not been verified) を開示することを必須とすることに合意した。しかし、GIPS 準拠表明文において、検証が「現行のもの (current)」か「現行のものではない (not current)」かの区別はしない予定である。また、EC は、会社が、検証で何がカバーされ何がカバーされないのか説明するための所定の文言を含めることを必須にすることとした。この新たな必須事項は、ユーザーが検証の範囲を誤解しないようにするためのものである。会社は、パフォーマンス検査を受けている場合には、GIPS 準拠表明文にパフォーマンス検査について言及することが許容される予定である。改訂された準拠表明文は、改訂基準確定版に記載される予定である。(2009.10.19 GIPS EC「主要決定事項」SAAJ訳)

→ 4.A.1最終版の文言で決着 (P5-P6参照)

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

39

パブリックコメントに基づく議論

◆GIPSに定められた検証手続の位置付け

✓フレームワークを示したものがすべて必須なのか

- 公開草案の検証の必須手続は範囲が広すぎるのではないのか
- 同様の目的を達成する別の検証方法は認められないのか
 - 検証を完了するにあたって従わなければならない最低限の手続であることの明確化 (B 前書)
 - 口座サンプル選定時に判断すべき基準の必須化 (A.7)
 - 最低限確認しなければならない事項と一部具体的手続の列挙 (B.2)
- ⇔「検証実施前の手続」において、会社の方針および手続についての知識 (B.1.d) や評価基準およびパフォーマンス計算についての知識 (B.1.e) の必須調査項目がすべて削除

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

40

パブリックコメントに基づく議論

◆GIPSに定められた検証手続の位置付け

✓フレームワークを示したものがすべて必須なのか

- 一方で、検証の範囲と目的に照らして広範すぎる表現の限定化
 - 検証者は、パフォーマンスの計算および提示に関して適用される法律および規制に精通していなければならない (B.1.b)
 - 検証者は、会社がGIPS基準に準拠し、準拠を維持するために採用している方針と手続の写しを (B.1.d)
 - 同一の投資ガイドラインを有するポートフォリオがすべて、同じコンピジットに属していること。(B.2.c.v)
- など

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

41

その他の議論

◆広告等における検証者の名前の開示

✓会社の広告等に「...社(または...監査法人)による検証を受けています。」と表示することに関する問題はないか

- 準拠表明文「検証報告書は要請に応じて入手可能である」に基づき検証報告書が交付されれば、検証者の名前は開示されるので、保護すべき守秘性はない。
 - 名前を載せられて困るような会社の検証は引き受けるべきではない。
 - 実施した検証手続や事実と異なる内容の表示が行われるリスクを排除することが主な論点。
- 検証ガイダンスステートメントの改訂(追加Q&A)に関連して継続検討中。
- 事前に会社から表示内容の提示を受けてレビューする形。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

42

公開草案からの具体的な変更点

◆追加

－ IV. 検証「前書」

- 検証は、特定のコンポジット提示資料の正確性を確かめるものではない。

－ A. 検証の範囲と目的

- A.3: **会社**は、特定のコンポジットが「検証を受けた」旨の表明、あるいは、それと同様の表明を行ってはならない。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

43

公開草案からの具体的な変更点

◆追加(2)

－ B.2.a. vi : 検証手続(準拠の基本条件)

- 顧客資産が実在し、顧客に所有権があることを確認するための**会社**の方針および手続が適切であり、一貫して適用されていること。

－ B.2.e. iii : 検証手続(パフォーマンス測定計算)

- カスタム・ベンチマークまたは複数のベンチマークから合成したベンチマークが使用されている場合は、**会社**が使用するベンチマークのデータについてサンプルを抽出し、計算方法が正しく適用されており、使用データが**準拠提示資料**におけるベンチマークに関する開示と整合していることを確かめる。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

44

公開草案からの具体的な変更点

◆変更

－A. 検証の範囲と目的

2. **検証**は、以下について評価するものである。
 - b. **会社の方針と手続**が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されているかどうか。
5. **検証報告書**は、以下の意見を述べなければならない。
 - b. **会社の方針と手続**が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されていること。

会社は、検証報告書が発行されていない限り、検証を受けた旨を表明してはならない。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

45

公開草案からの具体的な変更点

◆変更(2)

－A. 検証の範囲と目的

7. サンプルポートフォリオの選定: 検証者は、適格な信頼するに足る独立の第三者が行った業務に依拠する場合もしくは適切な代替的統制手続が当該検証者により実施されている場合を除き、**検証手続の実施において会社全体をテストの対象としなければならない**。検証者は、当該手続の実施において、サンプリング手法を使用することができる。検証者は、サンプルを選定する場合には、その判断の基準として次の事項を考慮しなければならない。
 - a. **会社のコンジット数**
 - ⋮
 - d. **会社の運用総資産額**
 - ⋮

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

46

公開草案からの具体的な変更点

◆変更(3)

－A. 検証の範囲と目的

7. 上記は、サンプルを選定し評価する際に最低限考慮しなければならぬ基準を示したものであり、すべての事項を網羅したものではない。例えば、資産額が大きいため、あるいはパフォーマンスが極端に良いかまたは悪いために、コンポジット・パフォーマンスへの影響が最も大きいポートフォリオをサンプルに含めることは、効果的であろう。記録文書の紛失や不完全さ、また、エラーがある場合には、通常、より多くのサンプルを選定するか、または検証手を追加する必要がある。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

47

公開草案からの具体的な変更点

◆変更(4)

－B. 検証の必須手続

- 以下は、検証者が検証を実施する際に従わなければならない最低限の手続である。検証者は、会社に対し検証報告書を発行する前に、これら手続に従って検証を完了しなければならない。

1. 検証実施前の手続
2. 検証手続

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

48

公開草案からの具体的な変更点

◆変更(5)

－B.1. 検証実施前の手続

- b. 関連規制についての知識: 検証者は、パフォーマンスの計算および提示に関して適用される法律および規制に精通していなければならない。さらに、GIPS基準がこれら法律および規制に抵触するときは、その内容を検討しなければならない。
- d. 会社の方針および手続についての知識: 検証者は、適用されるGIPS基準の必須事項および採用した勸奨事項のすべてに準拠し、準拠を維持するための会社の方針と手続について理解していなければならない。検証者は、会社がGIPS基準に準拠し、準拠を維持するために採用している方針と手続の写しを入手し、適用される方針および手続のすべてが適切に規定され、かつ十分に文書化されていることを確かめなければならない。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

49

公開草案からの具体的な変更点

◆変更(6)

－B.2. 検証手続

- a. 準拠の基本条件: 検証者は、次の事項を確かめるために十分な手続を実施しなければならない。
 - iii. 会社の運用実績のあるフィーを課す投資一任ポートフォリオがすべて、少なくとも1つのコンポジットに含まれていること。
 - v. 恒常的に、すべてのポートフォリオが該当するコンポジットに組み入れられており、またあるコンポジットに属すべきポートフォリオが当該コンポジットから除外されていないこと。
 - vii. コンポジットのベンチマークが、コンポジットの投資マニフェスト、投資目的または投資戦略を反映していること。
 - ix. 会社のコンポジット概略の一覧表がすべてを網羅していること。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

50

公開草案からの具体的な変更点

◆変更(7)

－B.2. 検証手続

- b. ポートフォリオの投資一任性の判断: 検証者は、会社の全ポートフォリオの一覧表を入手しなければならない。検証者は、この一覧表からポートフォリオを選定し、ポートフォリオの運用契約書および/または投資ガイドラインおよび投資一任の有無を判定するための会社の方針と手続を参照して、会社がポートフォリオの投資一任または非一任の分類を適切に行っているか確かめるための十分な手続を実施しなければならない。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

51

公開草案からの具体的な変更点

◆変更(8)

－B.2. 検証手続

- c. ポートフォリオのコンポジットへの割当: 検証者は、検証対象期間の全コンポジットについて、開設(新規・既存とも)および閉鎖された全ポートフォリオの一覧表を入手しなければならない。検証者は、これら一覧表からポートフォリオを選定し、次の事項を確かめるために十分な手続を実施しなければならない。
- iii. ポートフォリオの運用契約書、投資ガイドライン、ポートフォリオ概要および/またはその他適切な文書に示されているポートフォリオの投資マナデート、投資目的または投資戦略が、コンポジットの定義と整合していること。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

52

公開草案からの具体的な変更点

◆変更(9)

－B.2. 検証手続

- iv. ポートフォリオが完全かつ正確にコンポジットに組み入れられていること。本事項は次の双方から確かめるものとする。
 - a. 選定したポートフォリオをポートフォリオの運用契約書および/または投資ガイドラインからコンポジットまで精査すること。
 - b. 選定したポートフォリオをコンポジットからポートフォリオの運用契約書および/または投資ガイドラインまで精査すること。
- v. 同一の投資マニフェスト、投資目的または投資戦略を有するポートフォリオが、同じコンポジットに属していること。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

53

公開草案からの具体的な変更点

◆変更(10)

－B.2. 検証手続

- vi. コンポジット間の移管が、ポートフォリオの投資マニフェスト、投資目的または投資戦略の変更に関する記録もしくはコンポジットの再定義に照らし、適切であり整合していること。
- d. データのレビュー: 検証者は、以下の事項の取り扱いが会社の方針と整合していることを確かめるため、選定したポートフォリオについて十分な手続を実施しなければならない。
 - i. ポートフォリオの資金流入の区分(例えば、受取、支払、配当、利子、報酬、税金、等)
 - iii. 税金、税金の還付金、未払税金に関する会計処理
 - v. デリバティブを含む投資に関する会計処理および評価方法

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

54

公開草案からの具体的な変更点

◆変更(11)

－B.2. 検証手続

- e. パフォーマンス測定計算: 検証者は、**検証**が特定の**コンジット・リターン**の正確な計算と提示について**保証(assurance)**を行うものではないことを認識したうえで、**会社が会社の方針および手続に従ってパフォーマンスを計算し提示していることを確かめなければならない**。検証者は、以下の手続を実施しなければならない。
 - ii. **コンジットおよびベンチマークの計算についてサンプルを抽出し、必要な数値データすべて(例えば、リスク指標、内部的散らばり)の正確性を確かめる。**

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

55

公開草案からの具体的な変更点

◆変更(12)

－B.2. 検証手続

- f. **準拠提示資料**: 検証者は、パフォーマンス提示において、GIPS基準が**必須**とする情報および開示のすべてが含まれていることを確かめるため、**準拠提示資料のサンプルについて十分な手続を実施しなければならない**。情報および開示は、**会社の記録、会社の方針と手続、および検証者の手続の結果と整合していなければならない**。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

56

公開草案からの具体的な変更点

◆変更(13)

－C. パフォーマンス検査

会社は、検証に加えて、特定のコンポジットの準拠提示資料についてパフォーマンス検査を受けることを選択することができる。ただし、パフォーマンス検査報告書は、検証報告書が発行されていない限り、発行されてはならない。パフォーマンス検査は検証と同時に実施してもよい。

パフォーマンス検査は、会社が検証を受けるうえで必須ではない。会社は、特定のコンポジットについてパフォーマンス検査報告書が発行されていない限り、コンポジットが検査を受けた旨表明してはならない。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

57

日本への影響

© 2010 KPMG AZSA & Co., an audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

日本からの主な要望事項（抜粋要約と結果）

◆グローバルパフォーマンス基準(GIPS)2010年改訂公開草案に関する意見書
(2009年6月16日)

基準番号(旧)	意見	結果
0.A.7	準拠表明文に検証状況の開示について、「独立した検証者による検証を受けた」、または「検証は受けていない」、の2つとするべきである。	EC「主要決定事項」2009.10.19 で受入れられた。また、その後、4.A.1において、「検証およびパフォーマンス詳細検証を受けた会社のコンポジット」に関する開示例が加えられた
0.A.16 0.A.17	リターン計算と報告に関する法令の順守、虚偽表示の禁止については、特定の検証手続を実施すべきものではないため、必須基準ではなく第1章序論に記載すべきである。	必須基準 0.A.2 0.A.3として規定。ただし、具体的な検証手続は規定されなかった。(本稿P28-29参照)
第III章「検証」の構成について	検証の目的・性格を明確にするべきである。(不明確であるため、手続体系が理論的に理解しにくい(III.A.6 III.A.8 III.B.2eおよびfなど))	IV.検証「前書」において明確化。手続上重要なサンプル選定の考慮すべき判断基準をB.からA.7に移動。

59

日本からの主な要望事項（抜粋要約と結果）

基準番号(旧)	意見	結果
第III章「検証」の前書について	マーケティング上の利点は検証の目的とは区別して記載するべきである。「会社が負担するコストを最小化すること」の記述は(会社の内部統制を検証者が代位すると)の誤解を生むので削除すべきである。	「マーケティング上の利点」「コストの最小化」の表現は存置。一方、B.2.hにおいて会社の責任を明記した確認書の入手が必須となった。
III.A.1	「要件を満たした(qualified)」の具体的な定義をQ&Aまたはガイダンスステートメントで明示すべきである。	ガイダンスステートメント改定時の論点として検討中。
III.A.6	準拠資料の提供(の方法=デリバリー)に関する必須基準 0.A.11 0.A.12 0.A.13 3.A.9 は、検証することができないため検証対象から外すべきである。	A.2.検証の範囲と目的の規定から、検証の対象外であると考えられる。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

60

日本からの主な要望事項（抜粋要約と結果）

基準番号(旧)	意見	結果
III.A.7	他者の検証結果の利用において「検証者(verifier)」と「検証会社(VERIFICATION firm)」と2つの用語が使用されているが、使い分けているのか。相違点を明確にすべきである。	検証者の独立性に関するガイダンス・ステートメントには、「verifierという用語は、verification firmまたは<より大きな会社または親会社の> verification unitと互換的に使用される」とある。
III.A.8	サンプル口座の選定について、内部統制の設計について意見を述べる場合、サンプリングをどう取るべきかを整理した上で検討すべきである	サンプルポートフォリオの選定について、サンプリング方法の追加記載はないが、サンプル選定の際に考慮しなければならない事項が明確化されている。(IV.A.7)
III.B	GIPS検証の必須手続については、「検証者は、...適用されるこれら手続に従って検証を完了していなければならない。」とすべきである。	「...これら手続に従って検証を完了しなければならない。」との表現に変更されている。(IV.B)

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

61

日本からの主な要望事項（抜粋要約と結果）

基準番号(旧)	意見	結果
III.B.1.a	0.A.16および0.A.17については、検証し、保証することは非常に困難であり検証手続を規定すべきではない。	検証手続は規定されなかった。(前出)
III.B.2	今回の改正にあわせて、公正価値(1.A.2)をレビューする手続(例:検証者は、ポートフォリオがGIPS評価原則に従って公正価値で評価されているかどうかを判定するために十分な手続を実施しなければならない。)を列挙すべきである。	B.2に具体的なレビュー手続の追加は行われなかった。(本稿P31参照)
	検証は、①コンポジット構築に関する意見および②パフォーマンス測定のプロセスと手続の設計に関する意見を述べるものであるため、III.B.2.eおよびfは②の検証手続としては要求過多であり、パフォーマンス検査に移動すべきである。	新基準のB.2.dおよびeに規定されているが、A.7にサンプリング手法を使用できることが明記され、パフォーマンス検査と混同される表現は修正された。(次ページ参照)

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

62

日本からの主な要望事項（抜粋要約と結果）

基準番号(旧)	意見	結果
III.B.2	「テスト」の定義用語集で行うべきである。	検証に関する記述について、A.7以外の「test(ing)」は削除された。
	III.B.2.f.iiの「必要な数値データのすべての正確性を確かめる」の「すべて」は削除すべきである。	「すべて」の意味するところについて、「例えば、リスク指標、内部的散らばり」との例示が追記されている。B.2.c.v.の「All」は削除。
付属資料C (広告ガイドライン)	広告への記載において、検証の有無についての記載を必須とすることには反対する。運用会社が検証を受けている旨を広告に記載する場合には、検証者に事前にその旨を知らせ、また、検証に関する広告内容について運用会社と検証者との間に文書による取り決めがある場合には、それに従うべきである。	広告ガイドラインからは削除されたが、検証の有無については、準拠表明文にて開示すると同時に、検証の範囲と目的についても併記することが必須となった(4.A.1)。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

63

日本における検証実務への影響について

◆ 主な論点と国内における検証実務

業種別委員会報告第36号「グローバル投資パフォーマンス基準準拠の検証に関する実務指針」の現行規定

一 検証の範囲と目的

5. 監査法人等が実施する検証は、検証報告書の利用者に対して結論にする何らかの保証を提供する業務(保証業務)と位置付けられる。(以下略)
18. 検証の目的は、会社がコンポジット構築に関するGIPS基準の必須基準のすべてに会社全体として準拠しているか否か及び会社のパフォーマンス測定のプロセスと手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンス数値を計算し、提示できるように設計されているか否かを確かめることにある...(中略)...意見を表明するに足る合理的基礎として、十分かつ適切な証拠を入手する必要がある。したがって、一般に検証手続においては、会社の作成した文書及び規程を査閲するだけでは不十分であり...(以下略)。
21. 検証者は主題情報に対する保証業務として、自ら実施した検証手続及び報告に対する責任を有している。したがって、検証者はGIPS基準準拠の検証及び詳細検査を除いたいかなる投資パフォーマンス、あるいは経営者から表明されていない事項を発見することについて責任を負うものではない。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

64

日本における検証実務への影響について

－不正の発見：

28. ……監査基準委員会報告書第29号「企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示リスクの評価」および同報告第30号「評価したリスクに対応する監査人の手続」等を参考に行わなければならない。

→ 保証業務に置いて必須であるリスク評価を行う場合、当然不正リスクについても健全なる猜疑心をもって「考慮する」ことが期待されているが、不正の発見を保証するものではない (c.f. 21)

－検証者の独立性、検証者の要件

24. ……監査法人等が保証業務を実施するに当たって、充足しなければならない前提条件が…GIPS基準準拠の検証業務においても当然に充足しなければならない。

(1) 専門的能力と実務経験

(2) 独立性

監査法人等が求められている独立性は、ガイダンス・ステートメントが求めている独立性より厳しい

(3) 品質管理体制

品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」「監査基準委員会報告書第32号「監査業務における品質管理」。(GIPSでは求められていない)

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

65

日本における検証実務への影響について

－検証手続（サンプリング）

35. …口座又はポートフォリオの選定に当たっては、監査基準委員会報告書第9号「試査」を参考にサンプリングを行わなければならない。

36. …当該サンプル数の決定においてはGIPS基準でも記述されているように、会社のパフォーマンス測定に関する内部統制の整備状況等を考慮すべきである。

－広告等における検証者の名前の開示

49. 会社は、GIPS基準付属資料C-GIPS広告ガイドラインに準拠して様々な広告媒体によりパフォーマンス結果及びGIPS基準への準拠表明を提示することが想定される。当該広告において検証についての言及がなされる場合は、検証者は、検証手続及びその過程における判断に重大な瑕疵がない限り、当該検証に言及した広告をもとに顧客が為した投資意思決定により将来生じるいかなる損害に対しても、責任を負わない旨を確かめる必要がある。また、検証者は、事前に会社から開示内容について提示を受け、事実と異なる開示が行われないことを確認すべきである。

⇒ 前述の通り、準拠表明文には、「検証報告書は要請に応じて入手可能である」という記載があるので、検証者名自体は開示されているのと同じだが、国内の扱いとしては、広告上は「独立第三者による検証を受けている」との表現。

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

66

日本における検証実務への影響について

✓ 準拠会社への影響

- 「会社の方針と手続が... するよう設計されているかどうか」を確かめることが検証
 - 検証年度におけるパフォーマンス計算や提示が正しかったとしても、それが「たまたま」ではなかったことを検証者に示さなければ検証は完了しない
 - ... 検証者は、会社がGIPS基準に準拠し、準拠を維持するために採用している方針と手続の写しを入手し、適用される方針および手続のすべてが適切に規定され、かつ十分に文書化されていることを確かめなければならない。(B.1.d)
 - 検証者は、ポートフォリオ評価および投資パフォーマンス計算に使用される方針、手続および方法を理解していなければならない。(B.1.e)
- これらの文書化、機関決定等に漏れがないか再度確認を行う必要がある。(2005年版から削除されたB.1.d, eなどの必須調査項目を利用するの一つの方法)

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

67

2010年の検討事項

- ◆ GIPS検証小委員会での今後の検討スケジュール(予定)
 - ✓ 4月中旬を目標に、以下のアイテムについて改訂ドラフトを作成し、ECに提出予定。
 - － 検証に関連するQ&A
 - 過去に受けた検証 (Stale Verification)
 - 準拠表明 など
 - － 「検証者の独立性に関するガイダンスステートメント」
 - － 「検証 ガイダンスステートメント」
 - － 「パフォーマンス検査 ガイダンスステートメント」

2010年3月8日

GIPS 2010年改訂「検証」

68